

訪問系障害福祉サービス事業所人材対策支援事業実施要綱

令和6年7月22日
6福祉障地第445号

(目的)

第1条 訪問系障害福祉サービス事業所人材対策支援事業（以下「本事業」という。）は、障害福祉サービス等を提供する居宅介護・重度訪問介護事業所における、ヘルパーを補助する人材の確保とヘルパーとして従事するための資格取得に向けた区市町村の取組を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村は、適正な事業運営が可能と認められる団体等に委託又は助成して実施できるものとする。

(事業内容)

第3条 下記の取組を行う区市町村に対し、東京都が別に定めるところにより補助を行う。

(1) 業務支援活用事業

訪問系障害福祉サービス事業所が障害福祉サービス業務を希望する者を雇用し、ヘルパーの監督の下で身体介護や家事援助の補助を行う人材確保を支援する取組

(2) 人材確保事業

業務支援活用事業に参加した無資格者等の雇用先の訪問系障害福祉サービス事業所におけるヘルパーとしての本採用に向けた資格取得等にかかる経費を支援する取組

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。